



# 島根県報

平成22年11月16日（火）  
号外 第 180 号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【告 示】

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	（管 財 課）	2
庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	（    ”    ）	7

### 【公 告】

平成23年及び平成24年における庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札参加者の資格審査の実施	（管 財 課）	9
平成23年及び平成24年における庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加者の資格審査の実施	（    ”    ）	11

**告 示****島根県告示第669号**

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）の一部を次のように改正する。

平成22年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2項第2号中「2年」を「3年」に改め、同項第5号中「都道府県税（個人の都道府県民税）」を「島根県において県税（個人の県民税）」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

第3条第1項第1号中「登記事項証明書」の次に「又はその写し」を加え、同項第2号中「身分証明書」の次に「又はその写し」を加え、同項第4号中「都道府県税について」を「島根県における県税の」に改め、「納税証明書」の次に「又はその写し」を加え、同項第5号中「印鑑証明書」の次に「又はその写し」を加え、同項中第14号を第16号とし、第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し

(11) 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し

第4条第3項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) しまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定状況

(8) しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定状況

第5条第2項中「第6号」を「第8号」に改める。

様式第1号の別紙1及び別紙2以外の部分を次のように改める。

## 様式第1号（第3条関係）

※ 受 付 番 号		※ 登 録 番 号	
-----------	--	-----------	--

※受 付

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

申請者 住 所  
ふりがな  
 商号又は名称  
ふりがな  
 代表者職氏名

⑩

(電話 ー ー )

(FAX ー ー )

(担当者氏名 )

## 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

島根県で発注される庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加する資格の審査について、下記の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 申請する業務（別紙1）
- 2 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し
- 3 個人にあつては、身分証明書又はその写し
- 4 営業経歴書（様式第2号）
- 5 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
- 6 使用印鑑届（別紙2）
- 7 印鑑証明書又はその写し
- 8 法人にあつては、財務諸表及び財産目録
- 9 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- 10 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- 11 しまねゆめいくカンパニー認定書の写し
- 12 こっころカンパニー認定書の写し
- 13 その他知事が必要と認めた書類

備考 ※欄には記入しないこと。

様式第2号の別紙1及び別紙2以外の部分を次のように改める。

## 様式第2号 (第3条関係)

営 業 経 歴 書								
商号又は名称						年 月 日		
営業種目 及び営業 比率	営 業 種 目		営 業 比 率		営 業 種 目		営 業 比 率	
			%				%	
	-----		-----		-----		-----	
	-----		-----		-----		-----	
営業所等	名 称		所 在 地				電 話 番 号	
	-----		-----				-----	
	-----		-----				-----	
	-----		-----				-----	
自己資本 額	区 分		直前決算額		利益処分 (損失処理)		計	
	資 本 金		千円		千円		千円	
	準 備 金		-----		-----		-----	
	積 立 金		-----		-----		-----	
	繰越利益 (損失) 金		-----		-----		-----	
計		-----		-----		-----		
流動比率	$\frac{\text{流動資産 ( 千円)}}{\text{流動負債 ( 千円)}} \times 100 = \text{ } \%$							
従業員数 (重複し てカウ ントし ない くださ い。)	清掃業務	警備業務	貯水槽清掃業 務	害虫等防除 業務	浄化槽保守 点検業務	浄化槽清掃 業務	廃棄物処理 業務	空調機器保 守点検業務
	人	人	人	人	人	人	人	人
	昇降機保守 点検業務	消防用設備 点検業務	オイルタンク 清掃点検業務	電気設備保 守点検業務	電話交換設 備保守点検 業務	ボイラー保 守点検業務	その他業務	計
人	人	人	人	人	人	人	人	
営業年数	営業開始年月		営 業 年 数		現組織への変更		組織変更後年数	
	年	月	年	月	年	月	年	月
	申請する業務名	直前2年間の平均契約金額		直前1年間の島根県との契約 金額		直前1年間の島根県以外の 取引先との契約金額		
		千円		千円		千円		

営業実績						
	そ の 他					
	計					
主要取引 先の実績	直前1年間の島根県との取引			直前1年間の島根県以外の取引先との取引		
	庁 舎 名	契約金額	種 目	取 引 先	契約金額	種 目
		千円			千円	
島根県と の取引を する支店 等	名 称					
	所 在 地					
	代表者職氏名					
	郵便番号					
	電 話	—	—	—	—	—
ファクシミリ	—	—	—	—	—	
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項の登録を受けている浄化槽保守点検業を営む区域						
浄化槽法第35条第1項の許可を受けている県内の市町村名						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けている県内の市町村名						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けている県内の市町村名						
障害者雇用状況	常時雇用する労働者数	人				
	障害者雇用状況報告義務	あり	雇用率	%		
	障害者雇用状況報告義務	なし	雇用障害者数	人		
しまねゆめいくカンパニー認定	認定の有無	有	無			
こころカンパニー認定	一般事業主行動計画策定届出義務	有	無			
	認定の有無	有	無			
I S O14001認証	取得の有無	有	無			

※ 記入に際しては、庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第4条第3項に係る事項にあつては、同項に規定する日現在の内容を、それ以外の事項にあつては申請日現在の内容を記入すること。

※ 申請する業務に係る従業員が取得している資格については別紙1に記入し、許認可等については別紙2に記入すること。

※ ビルメンテナンス協同組合が行った契約については、これの引受部分に相当する庁舎名、契約金額を記入すること。

様式第5号中「代表者氏名」を「代表者職氏名」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成22年11月16日から施行し、平成23年及び平成24年に県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

#### 島根県告示第670号

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）の一部を次のように改正する。

平成22年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「167条の5第1項」を「第167条の5第1項」に改める。

第2条第2項第2号中「2年」を「3年」に改め、同項第5号中「都道府県税（個人の都道府県民税）」を「島根県において県税（個人の県民税）」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

第3条第1項第1号中「登記事項証明書」の次に「又はその写し」を加え、同項第2号中「誓約書（様式第2号）」を「身分証明書又はその写し」に改め、同項第3号中「（様式第3号）」を「（様式第2号）」に改め、同項第4号中「都道府県税について」を「島根県における県税の」に改め、「納税証明書」の次に「又はその写し」を加え、同項第5号中「印鑑証明書」の次に「又はその写し」を加える。

第5条第2項中「（様式第4号）」を「（様式第3号）」に改める。

第6条中「（様式第5号）」を「（様式第4号）」に改める。

第8条中「（様式第6号）」を「（様式第5号）」に改める。

第10条中「（様式第7号）」を「（様式第6号）」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

※ 受 付 番 号		※ 登 録 番 号	
-----------	--	-----------	--

※ 受 付

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地 〒

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

申請者 （個人にあつては、住所及び氏名）

（電話 ）

（F A X ）

（担当者氏名 ）

## 入札参加資格審査申請書

島根県で発注される庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札に参加する資格の審査について、下記の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 登記事項証明書又はその写し（法人に限る。）
- 2 定款の写し（法人に限る。）
- 3 身分証明書又はその写し（個人に限る。）
- 4 国税及び島根県における県税の納税証明書又はその写し
- 5 印鑑証明書又はその写し
- 6 財務諸表及び財産目録（法人に限る。）
- 7 青色申告書又は所得税確定申告書の写し（個人に限る。）
- 8 営業に必要な設備、機械器具等の明細書（個人に限る。）
- 9 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- 10 その他知事が必要と認めた書類

備考 ※印欄は、記入しないこと。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号を様式第4号とし、様式第6号中「代表者氏名」を「代表者職氏名」に改め、同様式を様式第5号とし、様式第7号を様式第6号とする。

#### 附 則

この告示は、平成22年11月16日から施行し、平成23年及び平成24年に県が発注する庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

## 公 告

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号。以下「要綱」という。）に基づき、平成23年及び平成24年における庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

平成22年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 資格審査の対象となる業務

- (1) 庁舎の清掃業務
- (2) 庁舎の機械警備業務
- (3) 庁舎の警備員警備業務
- (4) 庁舎の貯水槽清掃業務
- (5) 庁舎の害虫等防除業務
- (6) 庁舎の浄化槽保守点検業務
- (7) 庁舎の浄化槽清掃業務
- (8) 庁舎の廃棄物処理業務
- (9) 庁舎の空調機器保守点検業務
- (10) 庁舎の昇降機保守点検業務
- (11) 庁舎の消防用設備点検業務
- (12) 庁舎のオイルタンク清掃点検業務
- (13) 庁舎の電気設備保守点検業務
- (14) 庁舎の電話交換設備保守点検業務
- (15) 庁舎のボイラー保守点検業務

### 2 資格審査の申請手続

#### (1) 提出書類

- ア 入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し
- ウ 個人にあつては、身分証明書又はその写し
- エ 営業経歴書
- オ 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
- カ 印鑑証明書又はその写し
- キ 法人にあつては、財務諸表及び財産目録
- ク 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- ケ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- コ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第5項の規定に基づく障害者の雇用状況の

報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し

サ 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し

シ 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し

ス 国際標準化機構が定める規格 I S O14001認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し

セ 90円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒

ソ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

なお、登記事項証明書、身分証明書、国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書並びに印鑑証明書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。

(2) 書類の作成に用いる言語等

入札参加資格審査申請書及び営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 書類の受付期間

ア 平成22年11月16日（火）から平成22年12月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

郵送の場合は、平成22年12月10日（金）までの消印があるものを有効とする。

イ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 書類の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県総務部管財課庁舎管理グループ

3 競争入札参加者の資格審査

資格審査においては、要綱第4条第3項各号に掲げる審査項目ごとに審査するものとする。

4 申請書類及び入札参加資格審査申請手引きの交付開始日及び交付方法

(1) 交付開始日 平成22年11月16日

(2) 交付方法 島根県総務部管財課ホームページから取得すること。

5 登録の有効期間

平成23年1月1日から平成24年12月31日まで

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、入札参加資格審査結果通知書により申請者に通知する。

7 競争入札に参加できない者

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者

(4) 国税及び島根県における県税を滞納している者

(5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階

島根県総務部管財課庁舎管理グループ

電話 0852-22-5045 F A X 0852-22-6037

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号。以下「要綱」という。）に基づき、平成23年及び平成24年における庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

平成22年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 資格審査の対象となる業務

庁舎の電気供給業務

2 資格審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し

ウ 個人にあつては、身分証明書又はその写し

エ 営業経歴調書

オ 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し

カ 印鑑証明書又はその写し

キ 法人にあつては、財務諸表及び財産目録

ク 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書

ケ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

コ 80円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒

サ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

なお、登記事項証明書、国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書並びに印鑑証明書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。

(2) 書類の作成に用いる言語等

入札参加資格審査申請書及び営業経歴調書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 書類の受付期間

ア 平成22年11月16日（火）から平成22年12月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

郵送の場合は、平成22年12月10日（金）までの消印があるものを有効とする。

イ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 書類の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県総務部管財課庁舎管理グループ

3 競争入札参加者の資格審査

資格審査においては、要綱第4条第3項各号に掲げる審査項目ごとに審査するものとする。

4 申請書類及び入札参加資格審査申請手引きの交付開始日及び交付方法

(1) 交付開始日 平成22年11月16日

(2) 交付方法 島根県総務部管財課ホームページから取得すること。

5 登録の有効期間

平成23年1月1日から平成24年12月31日まで

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、入札参加資格審査結果通知書より申請者に通知する。

7 競争入札に参加できない者

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 国税及び島根県における県税を滞納している者
- (5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階

島根県総務部管財課庁舎管理グループ

電話 0852-22-5045 F A X 0852-22-6037